

いつついし自治会 会則

(名 称)

第1条 この会は、いつついし自治会と称する。(以下、本会という。)

(事務所)

第2条 本会の事務所は、南砺市福光1137番地内におく。

(目的)

第3条 本会は、福光地区(以下「地区」という)の住民が自ら地区の将来像を考え、住民相互の信頼関係のもと、その実現に向けて地区住民が協働することによって住みよいまちづくりと住民自治の振興に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 本会は、前条の目的を達成するために、次の事業を行う。

- (1) 地区の未来づくりの地域振興計画策定及び見直し事業
- (2) 社会福祉の充実と推進事業
- (3) 健康増進、スポーツ振興事業
- (4) 生活環境改善、循環型社会の推進事業
- (5) 教養文化の促進、地区歴史保存及び継承事業
- (6) 青少年育成並びに地域教育の推進に関する事業
- (7) 男女共同参画推進に関する事業
- (8) 安全、及び防災に関する事業
- (9) コミュニティ形成推進、広報活動、及び自治等の事業
- (10) その他、目的達成に必要な事業

(会員)

第5条 本会の会員は、福光地区住民、及び本会の目的に賛同する地区内の事業者とする。

- 2 本会は、年齢、性別や社会的地位等、すべての差別を排除し、会員誰もが自由に参加できるものとする。
- 3 本会は、思想信条の押しつけがなく、合議制による民主的な組織運営を行うもとする。

(役員)

第6条 本会に次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 若干名
- (3) 部長 若干名
- (4) 副部長 若干名
- (5) 事務局長 1名
- (6) 事務局員 若干名
- (7) 会計 若干名
- (8) 監事 2名

- 2 本会に参与及び顧問をおくことができる。

(役員の選出)

第7条 役員の選出方法はそれぞれ次のとおりとする。

- (1) 役員は、会員の中から理事会において選出し、総会において承認を得る。
 - (2) 生涯学習リーダー、福祉活動リーダー、会員の中から理事会において決定し、会長が委嘱する
 - (3) 参与及び顧問は、理事会の推薦により会長が委嘱する。
- 2 前項の規定にかかわらず、任期途中に欠員が出た場合は、理事会で選出し決定する。

(役員の任務)

第8条 役員の任務は、次のとおりとする。

- (1) 会長は、本会を代表し会務を総括する。
- (2) 副会長は、会長を補佐し会長に事故があるときは、その職務を代行する。
- (3) 部長は、各部会を統括し、副部長はそれを補佐する。
- (4) 事務局長は、本会の会務一般事務を執行し運営調整にあたる。
- (5) 事務局員は、会務の事務及び会計事務にあたる。
- (6) 監事は会務・会計、及び資産や事業の執行状況を監査し、総会に報告する。

(役員の任期)

第9条 役員の任期は2年とし、再任を妨げない。

- 2 役員の中で欠員が生じたときには、欠員役員の補充を行うことができる。ただし、任期は、前任者の残任期間とする。

(代議員)

第10条 代議員は、各町内会及び事業者より選出する。

- 2 代議員の数は、町内会の構成人員を基準とし別途定める。また、事業者を代表する代議員を若干名置くことができる。
- 3 代議員の任期は、1年とし再任を妨げない。

(会議)

第11条 本会の会議は、総会、理事会、運営委員会、及び専門部会とする。

(総会)

第12条 総会は、町内会及び事業者の選出代議員によって構成される最高の決議機関であって、この会則に定める事項のほかこの会の目的を達成するために必要な重要事項を決議する。

- 2 定期総会は会長の招集により毎年度1回開催する。
- 3 臨時総会は、会長が必要と認めたときのほか、代議員の3分の1以上の要求があったときは、会長が臨時総会を招集し、開催しなければならない。
- 4 総会は、委任状を含め代議員の2分の1以上の出席により成立し、その議事は出席者の過半数で議決する。賛否同数の場合は、議長の決するところとする。
- 5 総会は、次の事項を決議する。
 - (1) 地域振興計画の策定及び改正
 - (2) 会則の改正
 - (3) 事業報告及び決算
 - (4) 事業計画案及び予算
 - (5) 総会で提案された事項

- 6 総会には次の役員を置く。
議長1名、書記1名、議事録署名人2名
- 7 議長は出席代議員の中から互選する。
- 8 書記、議事録署名人は議長が指名する。ただし、議事録署名人は、出席代議員の中から選出する。
- 9 議長は総会の議事進行を行う。
- 10 書記は総会の議事について、会議の運営状況、発言内容、議事の進行等を記載した議事録を作成し、議長及び議事録署名人2名の署名押印を得なければならない。なお、議事録は事務局が保管管理する。

(理事会)

- 第13条 理事会は、第6条に定める役員をもって構成し、会長が招集し次の事項について協議し立案する。
- (1) 本会運営の基本事項
 - (2) 地域振興計画の策定と見直し
 - (3) 総会に付議する事項
 - (4) その他必要な事項
- 2 前項の規定にかかわらず理事会は緊急を要する重要なことについて専決することができる

(運営委員会)

- 第14条 運営委員会は、会長、副会長、部長及び事務局長で構成し、次の事項について協議する。
- (1) 理事会に提案する事項
 - (2) 専門部会から提案された事項
 - (3) 専門部会に属さない事項
 - (4) その他必要な事項

(専門部会)

- 第15条 専門部会は、町内会及び地区内の各種団体から推薦する部員をもつて構成する。
- 2 前項の規程に関わらず専門部会においては、特に重点的に取り組む事案がある場合には、推進本部等の組織を設け、必要な役職を設けることができる。
 - 3 専門部会は、部長が招集し事業の企画立案、調整、運営を行う。
 - 4 専門部会は、次の部会とし、主たる事業は次のとおりとする。
 - (1) 総務部会
町内会長会、総括事業、自治事業、広報事業
 - (2) 福祉部会
社会福祉の充実と推進に関する事業
 - (3) 生涯学習部会
教養文化の推進に関する事業、地域歴史の保存事業及び継承に関する事業
 - (4) 安全部会
地域の安全、防災に関する事業
 - (5) 教育青少年部会
青少年育成及び、地域教育の推進に関する事業、男女共同参画推進に関する事業

5 専門部会の諸事業は、効率化を図るために、各部会が連携して行う。

6 専門部会は、会議録を作成し事務局が保管管理する。

(会 計)

第16条 本会の経費は、会費、交付金、補助金、寄付及びその他の収入をもって充てる。

(会計年度)

第17条 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(会計監査)

第18条 会計監査は、毎年度1回監事が行う。ただし必要がある場合は、隨時行うことができる。

(情報公開)

第19条 本会の会議等は公開を原則とし事業計画（案）、事業報告、予算決算等地区住民に広く周知するものとする。

(その他)

第20条 この会則に定めるもののほか、本会の運営に必要な規則等は、理事会で定める。

附 則

この会則は平成31年4月1日から施行する。

令和2年5月9日一部改正

令和3年5月9日一部改正